

ワシントン条約動植物及びその派生物の輸入の承認について

輸入注意事項19第4号 (19. 3. 6)

平成19年3月5日付け経済産業省告示第49号(輸入公表の一部を改正する告示)により、下記1(1)に掲げるワシントン条約動植物及びその派生物の輸入に係るこの二号承認(輸入貿易管理令第4条第1項第2号の規定による輸入の承認(全地域を原産地又は船積地域とする貨物の輸入に係る承認に限る。))をいう。)については、平成19年4月1日以降は、下記により行います。

記

1 輸入承認申請の対象

(1) 対象品目

絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約(以下「ワシントン条約」という。)附属書Iに掲げる種に属する動物(まっこう鯨、つち鯨、みんく鯨(Balaenoptera acutorostrata 及び Balaenoptera bonaerensis)、いわし鯨、にたり鯨、ながす鯨及びカワゴンドウを除く。)又は植物並びにこれらの個体の一部及び派生物(ワシントン条約の附属書により条約が適用される品目に限る。以下「ワシントン条約動植物及びその派生物」という。)

(2) 対象となる輸入

① 平成11年2月1日付け輸入注意事項第11第1号「絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約に基づく輸入許可書の発行について」に定めた別紙様式「絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約に基づく輸入許可(申請)書」(以下「輸入許可書」という。)の発給が必要となるワシントン条約動植物及びその派生物を輸入する場合

② ワシントン条約動植物及びその派生物の輸出者が、輸出する国又は地域のワシントン条約に係る管理当局又はこれに準ずる当局(以下「管理当局等」という。)から条約適用前取得のものである旨を証明する書類(ワシントン条約第7条第2項に基づき発給されたもの)に限る。以下「条約適用前取得証明書」という。)の発給を受けている場合

③ ワシントン条約動植物及びその派生物の輸出者が、輸出する国又は地域の管理当局等から輸出許可書又は再輸出証明書(ワシントン条約第7条第4項に基づき発給されたもの)に限る。以下「輸出許可書等」という。)の発給を受けている場合

④ ワシントン条約動植物及びその派生物の輸出者が、輸出する国又は地域の管理当局等から当該動植物が繁殖させたもの(動物にあっては飼育下で繁殖させたもの、また、植物にあっては人工的に繁殖させたもの)である旨を証明する書類(ワシントン条約第7条第5項に基づき発給されたもの)に限る。以下「繁殖証明書」という。)の発給を受けている場合

⑤ ワシントン条約動植物及びその派生物の輸出者が、輸出する国又は地域の管理当

追

⑩

局等から移動動物園、サーカス、動物展、植物展その他の移動する展示会を構成する動植物等の移動のための証明書（ワシントン条約第7条第7項に基づき発給されたものに限る。以下「移動展示証明書」という。）の発給を受けている場合

(注)

1. 上記①の場合、輸入承認申請を行おうとする者は、輸出する国又は地域に対して、輸入しようとするワシントン条約動植物及びその派生物の出所を示す記号がW、F、C、A又はRであることを確認し、また、当該国又は地域（記号がC及びAの場合には、当該国又は地域の管理当局等）がワシントン条約第3条の手続きのために輸入許可書の発給を求めていることを確認すること。
2. 上記②は、条約適用前取得証明書に記載されているワシントン条約動植物及びその派生物の出所を示す記号がOである場合に限る。
3. 上記③は、輸出許可書等に記載されているワシントン条約動植物及びその派生物の出所を示す記号がDである場合に限る。
4. 上記④は、繁殖証明書に記載されているワシントン条約動植物及びその派生物の出所を示す記号がC又はAである場合に限る。（上記①の場合を除く。）
5. 上記⑤は、移動展示証明書に記載されているワシントン条約動植物及びその派生物の出所を示す記号がO、C又はAであり、かつ、輸出の目的を示す記号がQ（サーカス及び移動展示）である場合に限る。（上記①、②及び④の場合を除く。）

記号	出所の区分
W	野生から取得した動植物
F	F 1 世代又は野生と同等の飼育下で繁殖させた動物
D	飼育下で繁殖させた動物又は人工的に繁殖させた植物（商業目的で繁殖させたもの）
C	人工的に繁殖させた動物（非商業目的で繁殖させたもの）
A	人工的に繁殖させた植物（非商業目的で繁殖させたもの）
R	ランチング事業から生まれた動物
O	条約適用前に取得されたもの

※上記の「F 1 世代」とは、当該動物の親が野生の場合に用いられる。また「野生と同等の飼育下で繁殖させた動物」とは、制御された環境で生まれたか又はその他の方法で産出された標本の定義を満たさない場合に用いられる。

2 書面申請手続

- (1) 申請書の提出先
 - ① はく製及び加工品の輸入 ……………貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課
(野生動植物貿易審査班)
 - ② 上記以外の輸入（生死の別を問わない）

……………貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課
農水産室 (野生動植物貿易班)

- (2) 申請書の提出部数
- ① 1の(2)の①の輸入の場合 …………… 3通
 - ② 1の(2)の②から⑤の輸入の場合 …………… 2通

- (3) 輸入承認申請書の提出単位について
- ① (2)の①の申請の場合は、必要とされる輸入許可書ごとに申請書を提出するものとする。

- ② (2)の②から⑤の申請の場合には、発給された条約適用前取得証明書、輸出許可書等、繁殖証明書、移動展示証明書ごとに申請書を提出するものとする。

- (4) 申請書の受付時間
- 毎週月曜日から金曜日までの午前10時から正午まで及び午後1時30分から午後3時30分まで。ただし、行政機関の休日 (行政機関の休日に関する法律 (昭和63年法律第91号) 第1条第1項各号に掲げる日。以下同じ。) を除く。

(5) 添付書類

- ① 1の(2)の①の輸入の場合
 - ア 輸入契約書の原本及びその写し2通 (英文でない場合には、和訳又は英訳したもの (任意様式) を添付のこと。)
 - イ 輸入承認申請説明書 (別紙様式1) 2通
 - ウ 学術研究用として使用する者が発行した学術研究用である旨の誓約書 (別紙様式2) の原本及びその写し1通
 - エ 輸入許可書2通
- ② 1の(2)の②から⑤の輸入の場合
 - ア 輸入契約書の原本及びその写し1通 (英文でない場合には、和訳又は英訳したもの (任意様式) を添付のこと。)
 - イ 輸入承認申請説明書 (別紙様式1) 1通
 - ウ 申請に係る貨物を輸出する国又は地域の管理当局等が発給した条約適用前取得証明書 (ただし、アフリカゾウ又はアジアゾウの牙又はその加工品を輸入する場合にあっては、ワシントン条約が発効した日より前に当該貨物が取得されたものであることが明らかに証明されたものでなければならぬ)、輸出許可書等、繁殖証明書又は移動展示証明書の原本の写し2通
 - エ 1の(2)の④の輸入の場合にあっては、共同保護計画に関する合意書の原本及び写し1通

オ 1の(2)の⑤の輸入の場合にあっては以下の書類

- ⑮ 追
 - a) 移動動物園、サーカス、動物展、植物展その他の移動する展示会の内容を説明する書類 (別紙様式6) 及びサーカス等の開催内容に関するパンフレット等各2通
 - b) 移動動物園、サーカス、動物展、植物展その他の移動する展示会の主催者か

ら委託を受けた者にあつては、委託を受けていることを証する書類の原本及び写し2通

c) 生きているものを輸入しようとする者にあつては、これを収容し、その世話をするための適当な設備を有していることを説明する書類(様式任意)(図面及び写真を含む。また、当該設備について法令(地方自治体の条例を含む。)上許可等が必要な場合には、当該許可等を得ていることを証する書類を添付すること。)1通

③ 1の(2)の①、②及び④の輸入の場合であつて、生きているものを輸入しようとする者にあつては、これを収容し、その世話をするための適当な設備を有していることを説明する書類(様式任意)(図面及び写真を含む。)1通(ただし、1の(2)の①に該当するものにあつては2通)

④ 1の(2)の①から⑤のいずれかに該当する場合であつて、アメリカ合衆国、ロシア又はオーストラリアから輸入する絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(以下「種の保存法」という。)施行令別表第1の表1及び別表第2の表1に掲げる種で同法第6条第2項第3号に規定する個体及びその器官並びにこれらの加工品(以下「個体等」という。)を輸入しようとする場合にあつては、学術研究又は繁殖の目的でその個体等を輸出することを許可した旨の当該輸出国の政府機関の発給する証明書の写し1通

⑤ 1の(2)の①及び④に該当する場合であつて、申請者本人(別紙様式2において委託された者を含む。)以外の者が当該貨物に係る輸入申請手続を行う場合にあつては、輸入申請手続代行証明書(別紙様式5)1通

⑥ 必要があると認めるときは、②のウの書類の原本の提示を求めることがある。

⑦ 特に必要があると認めるときは、上記以外の書類等の提出を求めることがある。

⑧ 提出書類は、原則として輸入契約書の原本以外は返還しない。

3 輸入貿易管理規則第2条の2に規定する電子情報処理組織を使用した電子申請手続

(1) 申請者の届出

電子申請を行おうとする者は、事前に申請者届出を原則として郵送にて行うこと。

① 必要書類

申請者届出書、届出理由書、登記簿(法人の場合)、住民票(個人の場合)、返信用封筒(返信用切手を貼り付けて、あて先を記入のこと)、委任状(法人代表以外の申請者の場合)、(外国法人、外国人の場合は登記簿、住民票に代えて、所在の証明できる書類)、インターネット申請の場合には認証書及び秘密鍵用のFD(3.Sinch、2.HD、1.44MBフロッピーディスクのもの)

② 郵送先

〒100-8901

東京都千代田区霞が関一丁目3番1号

経済産業省貿易経済協力局貿易管理部貿易管理課

③ その他、申請者の届出に係る運用は平成12年3月23日付け輸出注意事項12第12

号・輸入注意事項12第7号（特定手続等に係る申請者の届出について）の定めるところによる。

(2) 申請手続

輸入貿易管理規則（昭和24年通商産業省令第77号。以下「規則」という。）第2条の2に規定する経済産業省の使用に係る電子計算機（以下「専用電子計算機」という。）に備えられたファイルから入手可能な「輸入承認申請様式」に記載すべき事項を規則第2条第5項に規定する申請をする者の使用に係る入出力装置（以下「特定入出力装置」という。）から入力すること。

(3) ダイヤルアップ申請

① 申請書編集ソフトウェアは以下のいずれかを使用のこと。

- イ 経済産業省配布の申請書編集ソフトウェア
- ロ テキストエディタ
- ハ XMLエディタ

② 受付電話番号
03-5251-3030

(4) インターネット申請

申請書編集ソフトウェアは以下のものを使用のこと。

インターネット申請用申請書編集ソフトウェア

(5) 品目コード

① はく製及び加工品 ……………WC S 1

② 上記以外のもの（生死の別を問わない）……………WC S 2

(6) 受付窓口

① はく製及び加工品の輸入 ……………貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課
（野生動植物貿易審査班）

② 上記以外の輸入（生死の別を問わない）

……………貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課
農水産室（野生動植物貿易班）

(7) 申請受付時間

毎週月曜日から金曜日までの午前9時から午後5時まで。ただし、行政機関の休日を除く。

※受付時間は、経済産業省に申請データが到着すべき時間（申請データが到着した場合は、到着確認シートが返信されます。）

(8) 添付書類

① 1の(2)の①の輸入の場合

- ア 輸入契約書（英文でない場合には、和訳又は英訳したもの（任意様式）を添付のこと。）

②

イ 輸入承認申請説明書（別紙様式1）

ウ 学術研究用として使用する者が発行した学術研究用である旨の誓約書（別紙様

式2)

エ 輸入許可書2通

※ ③に定める方法により、郵送のこと。

② 1の(2)の②から⑤の輸入の場合

ア 輸入契約書 (英文でない場合には、和訳又は英訳したもの (任意様式) を添付のこと。)

イ 輸入承認申請説明書 (別紙様式1)

ウ 申請に係る貨物を輸出する国又は地域の管理当局等が発給した条約適用前取得証明書 (ただし、アメリカゾウ又はアジアゾウの牙又はその加工品を輸入する場合にあっては、ワシントン条約が発効した日より前に当該貨物が取得されたものであることが明らかに証明されたものでなければならず)、輸出許可書等、繁殖証明書又は移動展示証明書

エ 1の(2)の④の輸入の場合にあっては、共同保護計画に関する合意書の原本

オ 1の(2)の⑤の輸入の場合にあっては以下の書類

- α) 移動動物園、サーカス、動物展、植物展その他の移動する展示会の内容を説明する書類 (別紙様式6) 及びサーカス等の開催内容に関するパンフレット等
- β) 移動動物園、サーカス、動物展、植物展その他の移動する展示会の主催者から委託を受けた者にあつては、委託を受けていることを証する書類
- γ) 生きているものを輸入しようとする者にあつては、これを収容し、その世話をするための適当な設備を有していることを説明する書類 (様式任意) (図面及び写真を含む。また、当該設備について法令 (地方自治体の条例を含む。) 上許可等が必要な場合には、当該許可等を得ていることを証する書類を添付すること。)

③ 1の(2)の①、②及び④の輸入の場合であつて、生きているものを輸入しようとする者にあつては、これを収容し、その世話をするための適当な設備を有していることを説明する書類 (様式任意) (図面及び写真を含む。)

④ 1の(2)の①から⑤のいずれかに該当する場合であつて、アメリカ合衆国、ロシア又はオーストラリアから輸入する種の保存法施行令別表第1の表1及び別表第2の表1に掲げる種で同法第6条第2項第3号に規定する個体等を輸入しようとする場合にあっては、学術研究又は繁殖の目的でその個体等を輸出することを許可した旨の当該輸出国の政府機関の発給する証明書

⑤ 平成12年3月31日付け輸出注意事項12第15号・輸入注意事項12第8号 (電子情報処理組織を使用して行う特定手続等の運用について) (以下「運用通達」という。) の定めるところによる別紙参考様式第1「申請者本人が当該原本の写しは原本と相違ないことを誓約した書類」(以下「原本証明書」という。)

⑥ 申請者本人が記名押印又は署名し、交付を希望する理由を記載した交付依頼書(様式自由。規則別表第2で定める輸入承認証の交付を希望する場合に限る。)

⑦ 上記書類のスキヤナ等により取り込んだ画像情報を特定入出力装置から入力し、

専用電子計算機に備えられたファイルに記録(①のエを除く)、若しくは、運用通達の定めるところの別紙参考様式第2による送り状(以下「送り状」という。)を添付し、提出を要する添付書類及び原本証明書を当該申請の受付窓口へ郵送又は提出するものとする。

⑧ 電子申請における1申請の添付資料の受入可能容量は、10MB程度とする。

なお、これを超える場合には送り状を添付し、提出を要する添付書類及び原本証明書を当該申請の受付窓口へ郵送又は提出するものとする。

⑨ ⑦及び⑧の郵送又は提出においては、返却を要しない書類又は資料の原本の提出を妨げない。

⑩ 審査に当たり、必要がある場合は、上記以外の書類及び上記書類の原本の提出を求めることがある。

※電子申請時に添付できるファイル拡張子は、以下のとおり。

jpeg、jpg、gif、pdf、text、htm、html、xml

(9) その他、電子申請に係る運用は運用通達及び申請者届出後に配布される利用マニュアルを参照のこと。

4 輸入承認基準

(1) 当該輸入承認申請が2又は3に従って行われたものであることを確認の上、我が国としてワシントン条約を誠実に履行する観点から審査を行い、その結果適当な輸入であると認められる場合に承認を行うものとする。ただし、輸入公表三の9の(3)のイ及びロに掲げる国又は地域以外の国又は地域からの輸入については、原則として承認を行わない。

(2) 1の(2)の①に該当するものの輸入は、(1)の基準に加え、次の条件が満たされた場合に認められる。

① 輸入しようとする種の養繁殖及び生態等に関する研究並びにその他の生物学的研究等の学術研究に使用するために輸入する場合(当該研究を行うに十分な能力を有する研究者又は研究機関等の申請であって、その研究実績や研究計画書から学術研究目的が顕著であると認められる場合に限る。)

② 下表の左欄に掲げる種の区分ごとに、右欄に掲げる担当省庁から、当該輸入が輸入に係る種の存続を脅かす目的でないと言われた場合

③ 生きているものの場合には、下表の左欄に掲げる種の区分ごとに、右欄に掲げる担当省庁から、これを収容し、その世話をするための適当な設備を有していると認められた場合

ワシントン条約の附属書による区分		担当省庁
動物界	①哺乳綱(食肉目(イタチ科カリフォルニア コ、あしか科、セイウチ科及びあざらし科に 限る。)、くじら目及び海牛目を除く。) ②鳥綱 ③爬虫綱(うみがめ科及びおさがめ科を除く。) ④両生綱 ⑤節足動物門 ⑥環形動物門	環境省 自然環境局野生生物課
植物界	①哺乳綱中の食肉目(イタチ科カリフォルニア ラッコ、あしか科、セイウチ科及びあざらし 科に限る。)、くじら目及び海牛目 ②爬虫綱中のうみがめ科及びおさがめ科 ③板鰓綱 ④条鰓綱 ⑤肉鰓綱 ⑥軟体動物門 ⑦花虫綱 ⑧ヒドロ虫綱	農林水産省水産庁増殖推進部 漁場資源課生態系保全室 農林水産省生産局果樹花き課 農林水産省林野庁森林整備部 研究・保全課

- (3) 1の(2)の④に該当するものの輸入は、(1)の基準に加え、各々の寄付、交換又は貸与が利潤のためではなく、輸入しようとする種の一以上の生息国の参加又は支援を受け行われる共同保護計画による場合に認められる。
- (4) 1の(2)の⑤に該当するものの輸入は、(1)の基準に加え、ワシントン条約動植物及びその派生物を我が国へ輸入通関した日から再輸出されるまでの期間が3年を超えない場合に認められる。

5 輸入承認申請書の記載要領

- (1) 輸入承認申請書(以下「申請書」という。)の「1 関税率表の番号等」の欄には、当該輸入承認を申請しようとする品目に該当する関税率表(関稅定率法(明治43年法律第54号)の別表の関税率表をいう。)の「番号」欄に掲げる4けた又は6けたの項数又は号数を記載する。
- (2) 申請書の「2 商品名」の欄には、輸入しようとする貨物の具体的な名称を記載するとともに、輸入しようとする貨物に係るワシントン条約附属書Iに掲げる種に属する動物又は植物の学術名を記載する。
- (3) 申請書の「3 型及び銘柄」の欄には、輸出する国又は地域の管理当局等が発給した条約適用前取得証明書、輸出許可書等、繁殖証明書又は移動展示証明書等に従って、

輸入しようとするワシントン条約動植物及びその派生物の出所の区分に対応する1の(注)の表の記号を記載する。

- (4) 申請書の「4 原産地」の欄には、輸出する国又は地域の管理当局等が発給した条約適用前取得証明書、輸出許可書等、繁殖証明書又は移動展示証明書等に従って、輸入しようとするワシントン条約動植物及びその派生物の原産地を国・地域名により記載する。
- (5) 申請書の「数量及び単位(金額)」の欄に記載する数量単位は、商慣習上の取引単位(例えば、頭、匹、羽、株、本又は個等)によるものとする。
- (6) 申請書の「総額(US\$)」の欄は、記載を要しない。
- (7) 上記以外の欄に係る申請書の記載に当たっては、平成10年3月4日付け輸入注意事項10第36号(輸入(承認・割当)申請書(T-2010)の記載要領及びその取扱い等について)に従うものとする。

6 その他の事項

- (1) 輸入承認を受けた者は、輸入通関に際し、輸出した国又は地域の管理当局等が発給した条約適用前取得証明書、輸出許可書等(以下、ワシントン条約第3条に基づき発給された輸出許可書及び再輸出証明書を含む。)、繁殖証明書又は移動展示証明書の原本を税関に提出しなければならない。
- (2) 輸入承認を受けた者(動物の生体を輸入する者及び1の(2)の⑤により輸入する者に限る)は、輸入通関後2週間以内に輸入状況報告書(別紙様式3)を承認担当課(室)に提出しなければならない。
- (3) 輸入承認を受けた者は、当該輸入承認証を使用しなかった場合には、承認担当課(室)に輸入承認証の原本を速やかに返却しなければならない。
- (4) 1の(2)の①に該当する場合
 - ① 輸入承認を受けて輸入したワシントン条約動植物及びその派生物は、学術研究用以外に使用してはならない。
 - ② 使用者から委託されて輸入承認を受けた者は、輸入通関をした貨物を引き渡したときから2週間以内に引渡報告書(別紙様式4)を承認担当課(室)に提出しなければならない。
 - ③ 輸入許可書の発行を受けた者は、輸入通関に際し、当該輸入許可書の原本を、輸出した国又は地域の管理当局等が発給した輸出許可書等の原本に添付し、税関に提出すること。
 - (5) 1の(2)の④に該当する場合
使用者から委託されて輸入承認を受けた者は、輸入通関をした貨物を引き渡したときから2週間以内に引渡報告書(別紙様式4)を承認担当課(室)に提出しなければならない。
- (6) 2の(5)の②のウに基づき提出された書類及び3の(8)の②のウに基づき指定電子計算機に備えられたファイルに記載された情報については(条約適用前取得証明書、輸出許可書等、繁殖証明書及び移動展示証明書)、当該貨物の原産国・地域若しくは当該書

追

⑮

追

類を発給した国・地域の管理当局等又はワシントン条約事務局に確認を行う。

(7) 虚偽の内容のある書類を提出した者及び(2)の輸入状況報告書又は(4)の②の引渡報告書を提出しなかった者並びに(4)の①に違反した者に対しては、次回から承認を行わないことがある。

(8) 1の(2)の⑤により輸入する場合であつて、申請の際に提出した移動動物園、サーカス、動物展、植物展その他の移動する展示会の内容を説明する書類(別紙様式6)に記載された事項を変更する場合には、以下により内容変更を行わなければならない。

① 提出書類

イ) 内容変更承認申請書(別紙様式7) 2通

ロ) 当該内容変更に係る理由書(A4判、様式任意) 1通

ハ) 内容変更を行うおととする輸入承認証の原本及び写し各1通

ニ) 内容変更を立証する書類1通

ホ) その他必要がある場合には、イ)～ニ)に掲げる書類以外の書類

② 提出先

イ) はく製及び加工品の輸入 ……………貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課
(野生動植物貿易審査班)

ロ) 上記以外の輸入(生死の別を問わない) ……………貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課
農水産室(野生動植物貿易班)

[別紙様式1]

輸 入 承 認 申 請 説 明 書

平成 年 月 日

経 済 産 業 大 臣 殿

申請者 住所 〒
(企業名)
氏名

輸入注意事項19第4号に基づく輸入承認申請説明書を下記のとおり提出します。

記

輸 入 者	氏名又は企業名及び 代表者名	〒 TEL	
	住所及び連絡先	〒 TEL	
輸 入 し よ う と す る 貨 物	動物及び植物の名称	(学名) (英名)	(和名)
	輸入時点の貨物の 状態等	(生死の別)	(加工製品名) (数量及び単位)
	野生、繁殖又は条約 適用前取得の別	野 生 ・ 繁 殖 ・ 条 約 適 用 前 取 得	
	販売 (引渡) 先	(住所及び連絡先)	〒 TEL
	輸入予定港	(販売又は引渡開始予定日)	平成 年 月 日
輸 出 者	氏名又は企業名		
	住所及び連絡先	(輸出国)	(船積地)
	輸出国等	(当該貨物の原産国又は地域)	

(注) 1. この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とします。

2. 記載事項は、やむを得ない場合には英語で記入しても差し支えありません。

[別紙様式2]

学 術 研 究 用 の 使 用 誓 約 書

平成 年 月 日

経 済 産 業 大 臣 殿

氏名又は企業名

署名又は押印

代 表 者 名

所 在 地

電 話 番 号

担 当 者 名

1 下記(1)～(3)の商品は、下記のとおり学術研究用として使用するものです。
なお、当該品は学術研究用以外には使用しないことを誓約します。

記

(1) 商 品 名

(2) 関税率表の番号等

(3) 数 量

匹 (又は個数)

(4) 研究計画 (目的、内容、場所、期間、研究成果の発表方法等)

2 当該商品の輸入は、次のものに委託しました。

(1) 会 社 名

(2) 所 在 地

- (注) 1. 1の(4)の研究計画は別紙としても差し支えありません。
2. 誓約者と輸入者が同一の場合は、2に記入する必要はありません。
3. この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とします。

[別紙様式3]

輸 入 状 況 報 告 書

平成 年 月 日

経済産業省貿易経済協力局
貿易管理部 課 (室) 御中

氏名又は企業名
代 表 者 名
所 在 地
電 話 番 号
担 当 者 名

下記のとおり輸入通関しましたので、輸入注意事項19第4号の6の(2)に基づき報告します。

記

商 品 名：
関税率表の番号等：
輸 出 国：
輸入承認証番号：
承認年月日：
通関年月日：
通関数量：

(注) 1. この報告書には、輸入承認証の写しを添付してください。
2. この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とします。

[別紙様式4]

引 渡 報 告 書

平成 年 月 日

経済産業省貿易経済協力局
貿易管理部 課 (室) 御中

氏名又は企業名
代 表 者 名
所 在 地
電 話 番 号
担 当 者 名

下記のとおり引き渡しましたので、輸入注意事項19第4号の6の(4)の②又は(5)に基づき報告します。

記

商 品 名 :

関税率表の番号等 :

引 渡 年 月 日 :

引 渡 先 :

引 渡 数 量 :

輸入承認証の番号 :

承 認 年 月 日 :

通 関 年 月 日 :

通 関 数 量 :

(注) 1. この報告書には、当該商品の販売(引渡)を証する書類の写し(受領書等)を添付してください。

2. この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とします。

[別紙様式5]

輸入申請手続代行証明書

平成 年 月 日

経済産業大臣殿

氏名又は企業名	署名又は押印
代表者名	
所在地	
電話番号	
担当者名	

下記の貨物の輸入申請手続を以下の者に依頼したことを証明します。

記

1. 貨物

- (1) 貨物名及び学術名
 - (2) 関税率表の番号等
 - (3) 数量
- 頭/羽/匹/個/その他 ()

2. 依頼先

- (1) 氏名又は企業名
- (2) 代表者名
- (3) 所在地
- (4) 電話番号
- (5) 担当者名

追

⑮

(注) この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とします。

[別紙様式6]

移動動物園、サーカス、動物展、植物展 その他の移動する展示会の名称	
主催者の氏名及び住所	
開催場所(住所)及び開催期間	
動植物の名称及び数量	(学名) (英名) (和名) (数量)
輸入予定年月日及び輸入予定港	
再輸出予定年月日	

(注) この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とします。

[別紙様式7]

内容変更承認申請書

平成 年 月 日

経済産業大臣殿

申請者名 _____
記名押印 _____
又は署名 _____
住 所 _____
電話番号 _____
及び担当者名 _____

次の輸入承認証の変更の承認を申請します。

1. 輸入承認証の内容

- (1) 承認番号
- (2) 承認年月日

2. 変更申請の内容

原承認の内容	変更後の内容

3. 変更理由

申請のあった上記の内容変更については承認する。

※経済産業大臣の記名押印

資 格 _____
記名押印 _____

追

(注) 1. 本申請書の大きさはA列4番とすること。

⑮

2. 本申請書に記載しきれない場合は、適宜別紙として添付すること。

3. ※印のある欄には記入しないこと。